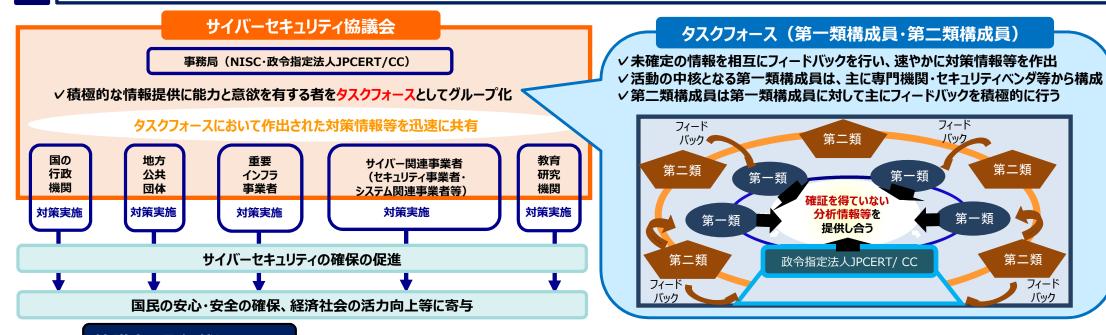
サイバーセキュリティ協議会について

- ・サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律に基づき、平成31年4月にサイバーセキュリティ協議会が組織され、同年5月下 旬から情報共有活動が開始されている。
- ・本協議会は、国の行政機関、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等、官民の多様な主体が相互に連携し、より早期の段階で、 サイバーセキュリティの確保に資する情報を迅速に共有することにより、サイバー攻撃による被害を予防し、また、被害の拡大を防ぐ ことなどを目的としている。

フィード

バック



協議会の取組状況

○平成31年

4月1日:サイバーセキュリティ協議会を組織(平成30年12月改正サイバーセキュリティ基本法施行)

○令和元年

5月17日:第一期の構成員を決定(全91者) 5月 下旬:協議会における情報共有活動を開始

→協議会の特性を活かした迅速な情報共有を実施するなど、一定の成果が出始めている。

10月24日: 第二期の構成員を決定→第一期構成員を含め全155者

○令和2年

6月 5日: 第三期の構成員を決定→第一期及び第二期構成員を含め全225者

12月 1日:第四期構成員の入会申込受付開始(12月1日~令和3年1月29日まで)

(今後の予定)

令和3年末:第五期構成員の入会申込受付開始(予定)